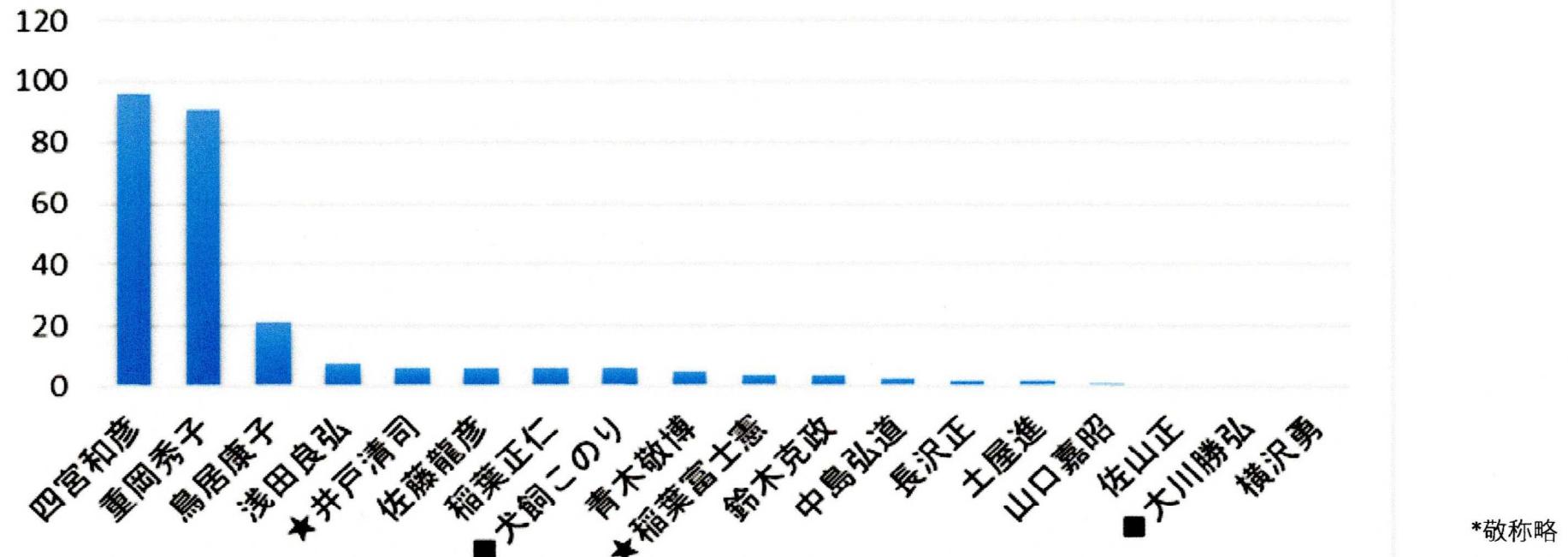


本会議場における 議案審議等 発言議案数 (4年間：平成27年10月～令和元年9月)



(注1) 縦軸は、発言した議案の数(発言回数制限毎)を示します。議員発議の議案では、発議(議案説明)と答弁はそれぞれ別の発言としています。

議案説明をした同じ議員が答弁する場合は、発言した議案の数は2としています。

(注2) 発言の回数は、原則として1議案につき4回以内となっていますので、実際の発言回数(挙手の回数)は、上図よりも多くなります。

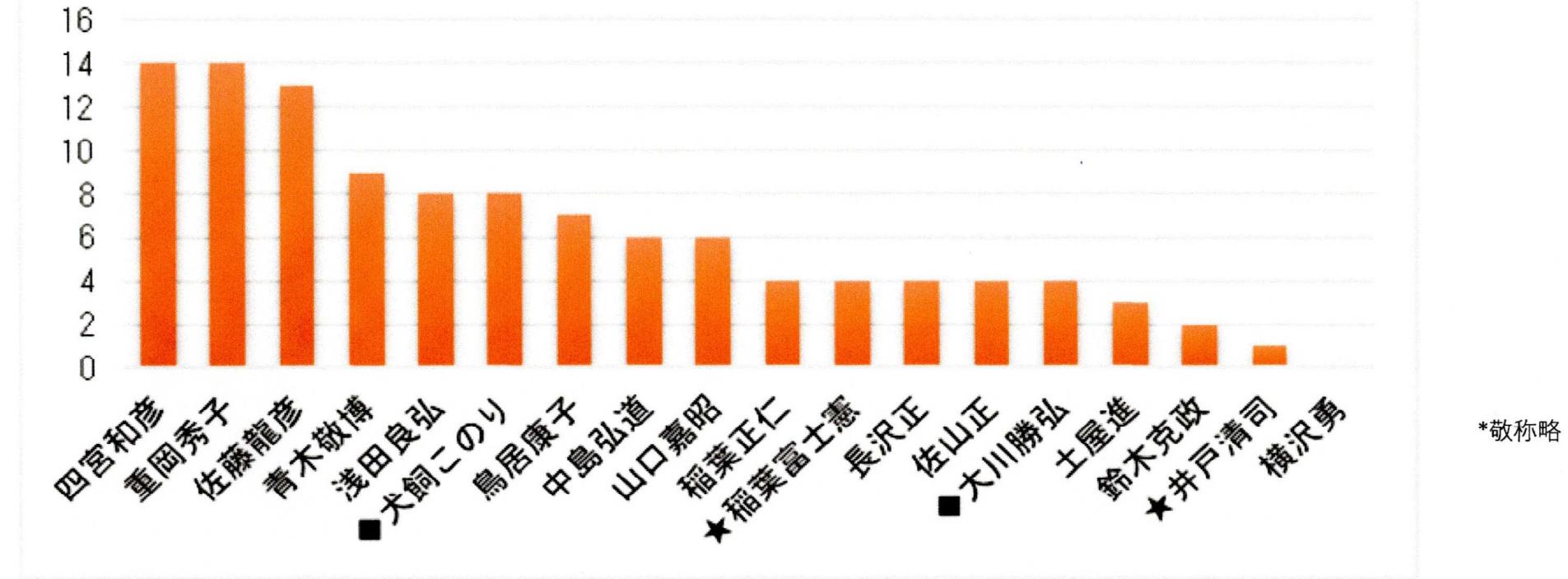
(注3) ★印の議員は、議長職にあった方です。議長は、議案審議等の発言はできません。

議長在職期間は、稻葉富士憲議員は1年、井戸清司議員は2年です。

(注4) ◆印の議員は、補欠選挙当選者のため、議員在職期間は2年間です。

本会議場における 「一般質問」 登壇数

(4年間：平成27年10月～令和元年9月)



(注1) 縦軸は、登壇した回数を示します。

(注2) 4年間で「一般質問」ができる議会は14議会でした。最大で14回登壇できます。

(注3) ★印の議員は、議長職にあった方です。議長は、「一般質問」はできません。

議長在職期間は、稻葉富士憲議員は1年、井戸清司議員は2年です。

(注4) ◆印の議員は、補欠選挙当選者のため、議員在職期間は2年間です。

*敬称略